

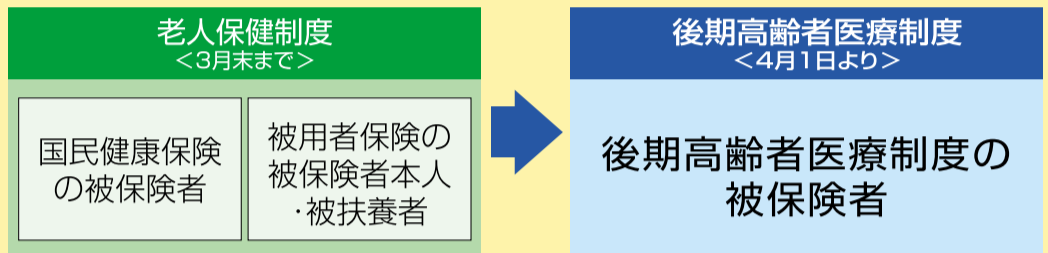
# 後期高齢者医療制度 のお知らせ

平成20年4月からスタート!

## 「後期高齢者医療制度」

75歳以上の方は、  
4月1日から  
これまでの老人保健制度に代わり、  
「後期高齢者医療制度」  
に加入します。

75歳以上の方(65歳以上75歳未満の障害認定を受けている方を含む)



### Q1 なぜ「後期高齢者医療制度」が創設されるのですか?

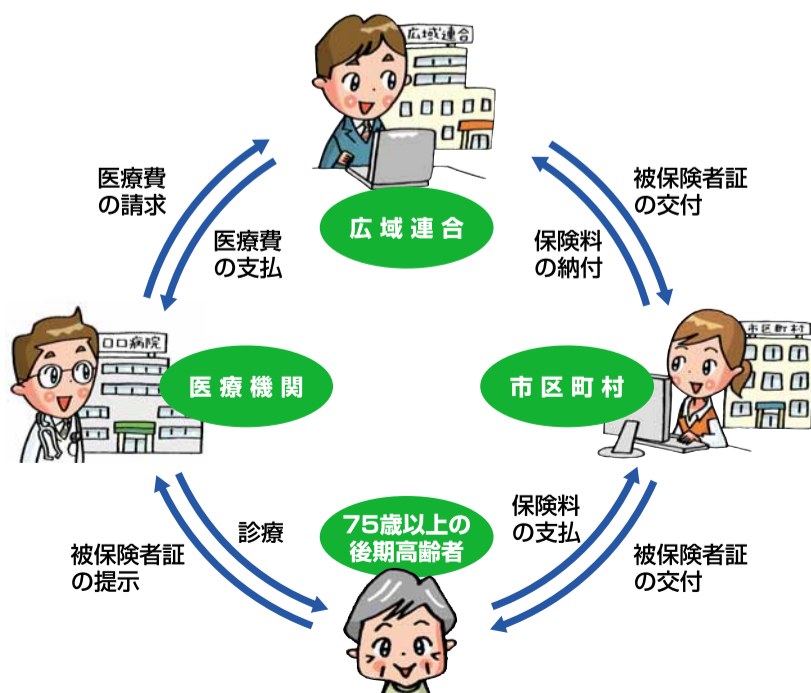


**A** 高齢者の心身の特性に応じた医療を提供し、その医療費を国民全体で支える  
分かりやすい仕組みをつくるためです。

後期高齢者は、複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向があり、高齢者が自ら選んだ担当医に継続的に心身全体を診てもらえるようにするなど、その心身の特性に応じた、生活を支える医療を提供していきます。

また、今後大きく伸びると見込まれている高齢者の医療費を支えていくため、これからは都道府県ごとに設置された広域連合が一元的に高齢者の方々から保険料をお預かりし、その使い途にもしっかりと責任を持ちます。

若い人と後期高齢者の分担のルール(若い人が給付費の4割、後期高齢者が1割。なお、残りの5割は公費(税金))も明確にし、負担していただく若い方々にも分かりやすい仕組みにします。



### Q2 だれを対象とした制度ですか?



**A** 75歳以上の方全員が対象となり、  
全ての方に新たな保険証が交付されます。

75歳以上の方は全員「後期高齢者医療制度」に加入していただきます。現在、老人保健制度の対象となっている方は、特別な手続きなしに「後期高齢者医療制度」に移行します。また4月1日以降、新たに75歳になる方も、手続きなどは必要ありません。

4月1日からの加入者には、3月中に、新しい被保険者証が1人ひとりのお手元に届きます。

ここがポイント!

75歳以上の方全てに各広域連合から「後期高齢者医療制度」の被保険者証を交付します。



### Q3 65歳から74歳で障害認定を受け、老人保健制度の対象となっている場合はどうなるのですか?



**A** 後期高齢者医療制度の被保険者となります。

4月以降も障害認定を受けた方とみなされ、「後期高齢者医療制度」の被保険者となります。ただし、障害認定の申請を撤回する旨を申し出ることによって「後期高齢者医療制度」に加入せず、国民健康保険または被用者保険に加入することもできます。

## Q4 保険料はどのように決まるのですか？



### A 所得に応じて決まります。

保険料は、各都道府県の広域連合が決定します。年金のほかに事業所得など別の所得があれば、それも合算した総所得額をもとに、全体的な負担能力に応じて決定されます。年金の額だけで、保険料が決まるわけではありません。

ここがポイント！



均等割額: 被保険者1人当たりでご負担いただく額  
所得割額: 所得に応じてご負担いただく額

※均等割額、所得割率は2年ごとに見直され、都道府県内では同じ率で設定されます。

## Q5 保険料はどうやって支払うのですか？



### A 原則として、年金から徴収されます。

年金が一定額以上の方は、4月の年金支給分から年金の支払期(偶数月)ごとに、自動的に保険料をお支払いいただくようになります。

ただし、①年金額が年額18万円未満の方、②介護保険料と後期高齢者医療保険料をあわせた額が年金額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替などで、保険料をお支払いいただくことになります。

## Q6 現在国民健康保険に加入していますが、保険料は変わりますか？



### A 後期高齢者医療の保険料に変わります。

これまでは、加入する医療保険制度や市区町村によって、保険料額に高低がありました。「後期高齢者医療制度」では原則として、都道府県の医療費の水準に応じた保険料となります。同じ都道府県では、同じ所得ならば、保険料も同じになります。

## Q7 被扶養者も保険料を支払うようになるのですか？



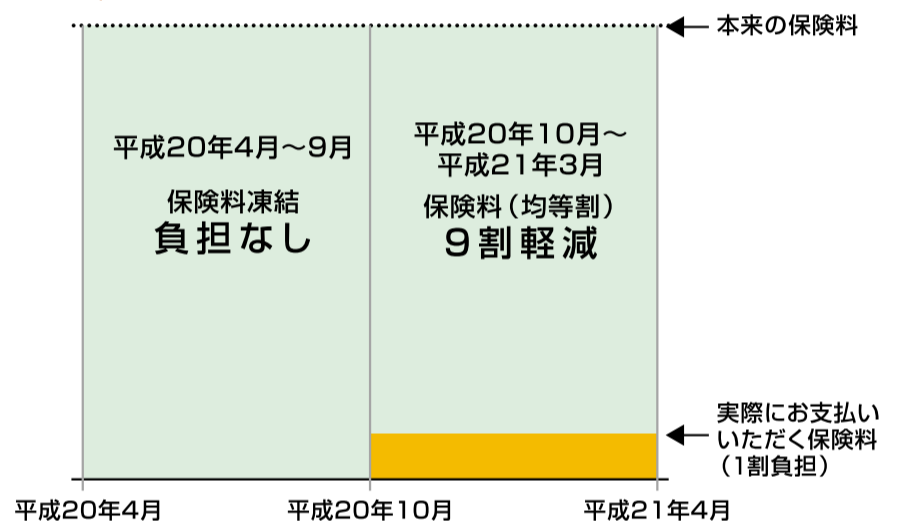
### A ご負担いただくこととなりますが、凍結や9割軽減の特別措置を行います。

健康保険・共済組合の被保険者の被扶養者だった方も、新たに保険料をお支払いいただきます。ただし、制度加入から2年間は、保険料を半額とします。

また、特別措置として、平成20年4月から9月までは保険料の負担はなく、10月から翌年3月までは本来の保険料を9割軽減し、1割負担となります。

ここがポイント！

健康保険・共済組合の被保険者の被扶養者だった方の保険料



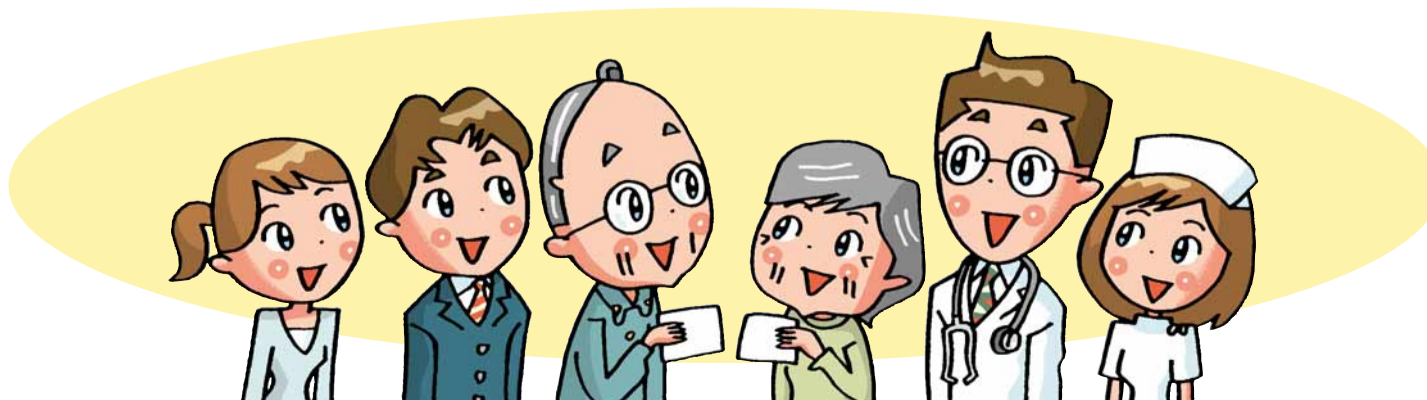
## Q8 医療機関に支払う窓口負担は変わりますか？



### A 今までと同様で、月ごとの上限額も設けられます。

医療機関で診察を受ける時の窓口負担は、従来の老人保健制度と同じで、原則1割負担(現役並みの所得がある人は3割負担)です。

窓口負担には、月ごとの上限額が設けられます。また、介護保険の窓口負担との合計額が1年間で一定の金額を超えた場合には申請していただければ限度額を超えた額が後日払い戻されます。



## 74歳までの方についても、4月から国民健康保険の保険料(税)の額やお支払いいただく方法が変わります。



75歳以上の方と同居する国民健康保険の加入者の方へ。

**国民健康保険の保険料(税)の軽減を受けることができます!**



●75歳以上の方が「後期高齢者医療制度」、75歳未満の方が国民健康保険に加入の場合

例

国民健康保険  
被保険者



夫(76歳) 妻(72歳)

「後期高齢者医療制度」  
被保険者



夫(76歳)

国民健康保険  
被保険者



妻(72歳)

●75歳以上の方が被用者保険から「後期高齢者医療制度」に移行し、その被扶養者が国民健康保険に加入する場合

例

会社の健康保険の  
被保険者(夫)と、被扶養者(妻)



夫(76歳) 妻(72歳)

「後期高齢者医療制度」  
被保険者



夫(76歳)

国民健康保険  
被保険者  
(新たな保険料負担)



妻(72歳)

①所得が低く保険料(税)の軽減を受けている世帯は、**世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることができます。**

②国民健康保険の被保険者が1人となる場合は、5年間、**世帯ごとにご負担いただく額(世帯別平等割)が半額になります。**

新たに国民健康保険に加入し、保険料(税)を収めることになった方(65~74歳)は、市区町村の窓口申請いただければ、**2年間、被保険者1人当たりでご負担いただく額(被保険者均等割)が半額に、さらに被保険者が1人の場合などには、世帯別平等割も半額になります。**



国民健康保険の加入者で、65~74歳の世帯主の方へ。

**国民健康保険の保険料(税)が、年金から徴収されます!**



65~74歳までの方だけの世帯の場合、原則として保険料(税)は、平成20年4月\*に支給される世帯主の方の年金から、自動的にお支払いいただくようになります。

\*4月から導入しない市区町村もありますので、詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

引き続き納付書や口座振替などでお支払いいただく場合

- ①1年間の年金が18万円未満の場合。
- ②保険料(税)に介護保険料をあわせた額が、年金額の2分の1を超える場合。
- ③世帯内に65歳未満の国民健康保険の被保険者の方がいる場合。

**国民健康保険については、市区町村窓口にお問い合わせください。**



70~74歳の全ての医療保険の加入者の方へ。

**窓口負担が1割に据え置かれます!**



70~74歳の方\*の窓口負担については、平成20年4月から2割に見直されることとされていましたが、平成20年4月から平成21年3月までの間、1割に据え置かれます。

1月当たりの限度額も、従来そのままに据え置かれます。

\*すでに3割負担をいただいている方、「後期高齢者医療制度」の対象となる一定の障害認定を受けられた方は除かれます。

## 後期高齢者医療制度では、生活を支える医療を目指します。

74歳までの方と変わらず、必要な医療を受けることができます。  
また、後期高齢者は、複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向があり、こうした特性を踏まえて、後期高齢者の方々の生活を支える医療を目指します。

### ①担当医に心身全体を継続的に診てもらえる医療

糖尿病等の慢性疾患をお持ちの方は、ご希望に応じて、ご自身に選んでいただいた担当医から、心身全体を継続的に診てもらえます。

なお、担当医以外の医師にかかっていただいても構いませんし、変更していただいても構いません。



### ②在宅で安心して療養できる医療

在宅で安心して療養生活を送ることができるよう、訪問診療や訪問看護の充実、医師や看護師など医療の専門家と介護サービスの提供者との連携により、生活を支える医療を受けられます。

### ③安心して看取ってもらえる医療

ご本人の意思を尊重した、納得できる終末期の医療を受けられます。

## 後期高齢者医療制度について、分からないこと、困ったことがあれば、ご相談を。

保険料徴収の仕組みのお尋ねや、年金額が低い方・生活にお困りの方の納付相談など、窓口を設けて、きめ細かに対応いたします。

下記の各都道府県の広域連合または市区町村の窓口にお問い合わせください。

各都道府県の広域連合と市区町村の主な役割分担は、次の通りです。

- 広域連合：保険料の決定、給付の決定
- 市区町村：各種届出の受け付けや被保険者証の引き渡し等の窓口業務

### 各都道府県の後期高齢者医療広域連合

北海道	TEL.011-290-5601	石川県	TEL.076-223-0140	岡山県	TEL.086-245-0090
青森県	TEL.017-721-3821	福井県	TEL.0776-54-6330	広島県	TEL.082-502-7822
岩手県	TEL.019-606-7500	山梨県	TEL.055-236-5671	山口県	TEL.083-921-7110
宮城県	TEL.022-266-1026	長野県	TEL.026-229-5320	徳島県	TEL.088-677-3666
秋田県	TEL.018-838-0610	岐阜県	TEL.058-387-6368	香川県	TEL.087-811-1866
山形県	TEL.023-615-3721	静岡県	TEL.054-270-5528	愛媛県	TEL.089-911-7733
福島県	TEL.024-528-9025	愛知県	TEL.0570-05-5105 <small>(お問い合わせセンター)</small>	高知県	TEL.088-821-4526
茨城県	TEL.029-309-1213	三重県	TEL.059-221-6883	福岡県	TEL.092-651-3111 <small>(お問い合わせセンター)</small>
栃木県	TEL.028-627-6805	滋賀県	TEL.077-522-3013	佐賀県	TEL.0952-64-8476
群馬県	TEL.0570-002299 <small>(お問い合わせセンター)</small>	京都府	TEL.075-344-1202	長崎県	TEL.095-816-3930
埼玉県	TEL.048-833-3125	大阪府	TEL.06-4790-2028	熊本県	TEL.096-368-6511
千葉県	TEL.043-308-6768	兵庫県	TEL.078-326-2021 <small>(お問い合わせセンター)</small>	大分県	TEL.097-534-1771
東京都	TEL.0570-086-519 <small>(お問い合わせセンター)</small>	奈良県	TEL.0744-29-8430	宮崎県	TEL.0985-62-0921
神奈川県	TEL.045-440-6700	和歌山県	TEL.073-428-6688	鹿児島県	TEL.099-206-1397
新潟県	TEL.025-285-3222	鳥取県	TEL.0858-32-1095	沖縄県	TEL.098-963-8012
富山県	TEL.076-465-7502	島根県	TEL.0852-20-7525		

この広報の内容に関するお問い合わせは、

厚生労働省 保険局 総務課 老人医療企画室  
国民健康保険課



TEL. 03-5253-1111 (代表)

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>